

令和5年5月10日

保護者 各位

茨城県立太田西山高等学校長 菊池 幸恵

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応について

新緑の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが、これまでは「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」でしたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。この為、新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応についてお知らせいたします。

（1） 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒：『 出席停止 』

出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

※無症状の生徒は、検体を採取した日から5日。

※「発症した日」「症状が軽快した日」「検体を採取した日」を0日とします。

※出席停止解除後は、発症から10日を経過するまで、マスクの着用をお願いいたします。

（2） 新型コロナウイルス感染への不安：『 出席停止 』

医療的ケアが必要な生徒、基礎疾患のある生徒、同居する家族に高齢者や基礎疾患があり、他に手段がない場合等。

（3） 濃厚接触者：『 欠席 』

（4） 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある生徒：『 欠席 』

自宅で休養することが重要です。無理をして登校しないようにしてください。